明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（五八）　三
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（五九）　四
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（六〇）　四
〔政　令〕
○成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（一七〇）　七
〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約（九）　八
〔府　令〕
○特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四二）　一三
○貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（同四三）　一三
〔省　令〕
○精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則等の一部を改正する省令（厚生労働七六）　一三
○愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令（農林水産・環境七）　一三
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛七）　一五
〔告　示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務二三二）　一四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一六一）　一四
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（厚生労働一八〇～一八五）　一四
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一八六～一八八）　一四
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同一八九）　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五八号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うこととした。（別表関係）

2　報酬月額の改定は、平成三一年四月一日に遡って行うこととした。

◇検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五九号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（別表関係）

2　俸給月額の改定は、平成三一年四月一日に遡って行うこととした。

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（法律第六〇号）（財務省）

1　外国投資家（この法律等に違反したものを除く。）は、対内直接投資等のうち、国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいもの以外のもの又は特定取得のうち、国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きいもの以外のものを行おうとする場合には、対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準又は特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を遵守することを条件に、第二七条第一項又は第二八条第一項の規定による届出を要しないこととした。（第二七条の二第一項及び第二八条の二第一項関係）

2　1の基準の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴かなければならないこととした。（第二七条の二第二項及び第二八条の二第二項関係）